

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「重点交付金」Q&A（第1版／令和4年9月14日）

- 本Q&Aは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金（以下「重点交付金」という。）の取扱を明確にするため、令和4年9月14日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」の取扱について」の内容を補足するQ&Aです。

目次

Q1	重点交付金の創設の趣旨は何か。	3
Q2	重点交付金の交付対象事業は、どのような事業か。	3
Q3	重点交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。	3
Q4	重点交付金を新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に活用することは可能か。	4
Q5	私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。	4
Q6	運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。	4
Q7	地方公共団における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点交付金を活用することは可能か。	5
Q8	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、重点交付金を充当することは可能か。	5
Q9	低所得世帯等を対象として給付金を支給する事業を実施するに当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。	5
Q10	省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。	5
Q11	「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。	6
Q12	重点交付金において事務費も対象となるのか。	6
Q13	重点交付金は、いつからいつまでに実施される事業が対象か。	6

- Q14 地方公共団体の令和3年度予算に計上し、令和4年度に繰り越した事業は対象となるか。..... 6
- Q15 既に提出した令和4年度実施計画で通常交付金を活用することとしていた事業のうち、重点交付金を活用できる事業について、第3回以降の提出の際に修正しても良いか。..... 6
- Q16 冬頃に予定されている実施計画の提出の際に、重点交付金の対象となる事業を新規に記載することは可能か。..... 6
- Q17 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。..... 7

Q1 重点交付金の創設の趣旨は何か。

重点交付金は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用されるよう、臨時交付金の中に創設されたものです。

Q2 重点交付金の交付対象事業は、どのような事業か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及び事業としている。具体的には、

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
- ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ③消費下支え等を通じた生活者支援
- ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
- ⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑥農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

を推奨事業としており、いずれかに該当する地方単独事業を交付対象事業としている。

なお、各地方公共団体が、上記推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めている。

Q3 重点交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。

重点交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考ええるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、重点交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的

に及び事業を交付対象事業としている。

Q4 重点交付金を新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に活用することは可能か。

重点交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考ええるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、重点交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及び事業を交付対象事業としている。

Q5 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及び事業としている。そのため、私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に重点交付金を活用することは可能である。

事業の内容に応じ、地方公共団体が、推奨事業メニューよりも更に効果があると考ええる事業として、実施計画に記載することが考えられる。

Q6 運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及び事業としている。そのため、運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に重点交付金を活用することは可能である。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑧地域公共交通や地域観光事業者等に対する支援」を選択されたい。

Q7 地方公共団における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点交付金を活用することは可能か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、地方公共団体における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に、重点交付金を活用することはできない。

Q8 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、重点交付金を充当することは可能か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としており、事業者への委託費や事業者からの物品購入費は、地方公共団体が当該事業者から何らかの財やサービスを受け取る際の「対価」として支払うものであり、これに該当しないことから、原則として認められない。

Q9 低所得世帯等を対象として給付金を支給する事業を実施するに当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。

特定公的給付の指定については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業における給付金に対する特定公的給付の指定について」（令和4年9月20日付け内閣府地方創生推進室・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）を参照されたい。

Q10 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。

資源エネルギー庁省エネルギー課において、省エネ法に基づき、小売事業者表

示制度を運用しているため、必要に応じて、資源エネルギー庁省エネルギー課（03-3501-9726）までお問い合わせいただきたい。

Q11 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。

何らかの業を営む個人又は法人等が対象となり、法人については法人形態を問わず幅広く対象となりうる。

Q12 重点交付金において事務費も対象となるのか。

重点交付金の交付対象事業に付随する事務費に活用することは可能である。

Q13 重点交付金は、いつからいつまでに実施される事業が対象か。

原則として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施される事業が対象となる。ただし、重点交付金の創設趣旨を踏まえ、生活者や事業者への速やかな支援に取り組むようお願いする。

Q14 地方公共団体の令和3年度予算に計上し、令和4年度に繰り越した事業は対象となるか。

対象とならない。地方公共団体の令和4年度予算に計上され実施される事業又は地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業が対象となる。

Q15 既に提出した令和4年度実施計画で通常交付金を活用することとしていた事業のうち、重点交付金を活用できる事業について、第3回以降の提出の際に修正しても良いか。

修正して差し支えない。

Q16 冬頃に予定されている実施計画の提出の際に、重点交付金の対象となる事業を新規に記載することは可能か。

可能であるが、重点交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を行う趣旨に鑑み、速やかに事業を実施されることが望ましい。

Q17 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。

必ずしも実施計画提出時点で議会における議決等の予算的裏付けを求めるものではなく、実施の見込み（補正予算計上予定）のある事業であれば記載しても差し支えない。

通常分交付金 Q&A（第8版／令和4年5月13日）における6-6も参照されたい。